

1. 製品及び会社概要

- 1.1 製品名
松風ハイ-ユー-ジノールセメント 粉
- 1.2 会社名
株式会社 松風
- 1.3 住所
京都市東山区福稲上高松町 1 1
- 1.4 担当部門
技術部品質保証課
- 1.5 担当者
品質保証課長
- 1.6 電話番号
075-561-1112
- 1.7 FAX 番号
075-275-4795

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

健康有害性

急性毒性（吸入：粉塵）	区分 4
皮膚腐食性及び刺激性	区分 1A
眼に対する重篤な損傷又は眼刺激性	区分 1
呼吸器感作性	区分 1
皮膚感作性	区分 1
特定標的臓器毒性（単回暴露）	区分 1（全身） 区分 2（骨）
特定標的臓器毒性（反復暴露）	区分 1（肺）

環境有害性

水生環境有害性（急性）	区分 1
水生環境有害性（長期間）	区分 1

GHS ラベル要素



注意喚起語 危険

危険有害情報

重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
吸入すると有害
吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
臓器の障害（全身）
臓器の障害におそれ（骨）
長期にわたる又は反復暴露による臓器の障害（肺）
長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き

[安全対策]

添付文書を読み理解するまで取り扱わないこと。
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
粉塵/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後は手をよく洗うこと。
環境への放出を避けること。

[応急措置]

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
気分が悪い時は、医師の診察/手当を受けること。
皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医師の診察/手当を受けること。
呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。
漏出物を回収すること。

[保管]

密閉して、室内冷暗所に保管すること。

[廃棄]

内容を明確にして公認の産業廃棄物処理業者に委託するか、もしくは地方公共団体の規則に従うこと。

国・地域情報

国内法は第 15 章「適用法令」を参照のこと。

3. 組成及び成分情報

3.1 単一製品・混合物の区別

混合物

3.2 成分及び含有量

成分名	CAS 番号	官報公示整理 番号(化審法)	含有量 (重量%)
酸化亜鉛	1314-13-2	1-561	60-70
ロジン	8050-09-7	7-935	20-30
酢酸亜鉛	5970-45-6	2-693	
ケイ酸アルミニウム	1302-78-9	—	
H 材	—	—	
その他	—	—	

4. 応急措置

4.1 眼に入った場合

直ちに流水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して洗浄を続ける。直ちに眼科医の診察を受けること。

4.2 皮膚に付着した場合

多量の水と石鹼で洗浄すること。刺激が生じた場合は、医師の診察を受けること。

4.3 吸入した場合

新鮮な空気のところまで体を毛布等で保温して安静にし、必要に応じて医師の診察を受けること。

4.4 飲み込んだ場合

清浄な水で口の中を洗浄する。気分が悪い場合は医師の診察を受けること。

4.5 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

情報なし

4.6 応急措置をする者の保護に必要な注意事項

情報なし

4.7 医師に対する特別な注意事項

情報なし

5. 火災時の措置**5.1 適切な消火剤**

自体は不燃物である。

粉末消火剤、炭酸ガス消火剤、泡消火剤、乾燥砂

5.2 使ってはならない消火剤

情報なし

5.3 火災時の特有の危険有害性

情報なし

5.4 特有の消火方法

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能な場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。消火作業は適切な消火剤等を用いて風上から行う。

5.5 消火を行う者の特別な保護具及び予防措置

必要に応じて呼吸保護具を着用すること。

6. 漏出時の措置**6.1 人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置**

関係者以外の立ち入りを禁止する。適切な保護具を着用する。

6.2 環境に対する注意事項

河川、水路や下水に流れ込まないように注意すること。

6.3 封じ込め及び浄化の方法及び機材

漏出したものをすくいとり、又は掃き集めるなど、粉塵の飛散しない方法で空容器に回収する。

6.4 二次災害の防止

情報なし

7. 取り扱い及び保管上の注意**7.1 取り扱い**

保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する。

7.2 保管

直射日光や高温になるところは避けて、通気の良い屋内で密封保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

- 8.1 管理濃度
設定されていない。
- 8.2 許容濃度
酸化亜鉛 日本産業衛生学会（2015年版） 第二種粉じん 吸入性粉じん 1 mg/m³
ACGIH（2013年版） TLV-TWA 2 mg/m³（吸入性粒子）
TLV-STEL 10 g/m³（吸入性粒子）
- 8.3 設備対策
局所排気装置、安全シャワー、手洗い・洗顔設備、洗眼器等
- 8.4 保護具
呼吸用保護具：保護マスク
手の保護具：保護手袋
眼の保護具：保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具：保護衣
- 8.5 特別な注意事項
情報なし

9. 物理的及び化学的性質

外観（物理的状态、形状、色等）：	白色の微粉末
臭い：	なし
pH：	データなし
融点・凝固点：	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲：	データなし
引火点：	データなし
燃焼性（固体、気体）：	データなし
爆発範囲の上限・下限：	データなし
蒸気圧：	データなし
比重又は嵩比重：	≒ 2.3
溶解度（水）：	不溶
η-オクタノール/水分配係数：	データなし
自然発火温度：	データなし
分解温度：	データなし
粘度（動粘性率）：	データなし
蒸気圧：	データなし
相対ガス密度：	データなし
粒子特性：	データなし
その他のデータ：	なし

10. 安定性及び反応性

- 10.1 反応性
情報なし
- 10.2 化学的安定性
通常条件下では安定。
- 10.3 危険有害反応可能性
情報なし

- 10.4 避けるべき条件
直射日光、高温
- 10.5 混触危険物質
情報なし
- 10.6 危険有害な分解生成物
情報なし

11. 有害情報

- | | |
|----------------------|---|
| 11.1 急性毒性 | 吸入すると有害
酸化亜鉛：
経口 ラット LD50 > 5000 mg/kg
吸入（粉塵・ミスト）
ラット LD50 > 5.7 mg/L
ロジン：
経口 ラット LD50 7600 mg/m ³
経皮 ウサギ LD50 > 2500 mg/kg |
| 11.2 皮膚腐食性及び刺激性 | 重篤な皮膚の薬傷 |
| 11.3 眼に対する重篤な損傷又は刺激性 | 重篤な眼の損傷 |
| 11.4 呼吸器感作性又は皮膚感作性 | 吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすそれ
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ |
| 11.5 生殖細胞変異原生 | データなし |
| 11.6 発がん性 | データなし |
| 11.7 生殖毒性 | データなし |
| 11.8 特定標的臓器毒性（単回ばく露） | 臓器の障害（全身）
臓器の障害のおそれ（骨） |
| 11.9 特定標的臓器毒性（反復ばく露） | 長期にわたる又は反復暴露による臓器の障害（肺） |
| 11.10 誤えん有害性 | データなし |

12. 環境影響性

- 12.1 生態毒性
水生生物に非常に強い毒性
長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性
- 12.2 残留性・分解性
データなし
- 12.3 生態蓄積性
データなし
- 12.4 土壌中の移動性
データなし
- 12.5 オゾン層への有害性
データなし

13. 廃棄上の注意

産業廃棄物として処理に関する法律、規則、条令に則り廃棄する。廃棄する場合は、内容を明確にして産業廃棄物処理業者に委託する。



安全データシート

page 6/6
松風ハイージ ノルセメント
粉
印刷日:2023-08-18

14. 輸送上の注意

14.1 注意事項

荷崩れ等に注意すること。

14.2 国連番号・国連分類

番号： 3077

クラス： 9

包装等級： III

適切な積荷名称： Environmentally hazardous substances, solid, n.o.s. (zinc oxide)

15. 適用法令

15.1 消防法

非該当

15.2 労働安全衛生法

酸化亜鉛

名称等を表示すべき危険物及び有害物

(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物

(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)(政令番号 第188号)

ロジン

名称等を表示すべき危険物及び有害物

(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物

(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)(政令番号 第632号)

15.3 化学物質排出把握管理促進法

酢酸亜鉛

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)(管理番号:1)

16. その他の情報

本記載内容は、現時点で弊社が入手した資料・情報・データに基づいて作成しておりますが、新しい知見により改定されることがあります。

また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合は、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

*) 本製品は、歯科用として設計しておりますので、他の用途のご利用の場合は、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、性能についても事前にご確認の上でご利用ください。